資料１

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成２８年６月１６日
運輸審議会審理室

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定事案に関する答申について（南多摩交通圏、京葉交通圏、東葛（とうかつ）交通圏、千葉交通圏、県南中央交通圏、宇都宮交通圏、富山交通圏及び久留米市）

平成２８年４月２６日及び同年５月１９日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、指定することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました。

運輸審議会は国家行政組織法第８条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

審議における配付資料及び議事概要は以下のＵＲＬで公表しています。
http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

「特定地域」とは「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」第３条第１項の規定による特定地域のことで、概要等は資料１のとおりです。

今回の答申の対象となった各営業区域の範囲は資料２のとおりです。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]
運輸審議会審理室　川﨑、木村、近藤
（代表）03-5253-8111（内線 53515）、（直通）03-5253-8810
（ＦＡＸ）03-5253-1676

[タクシーに係る特定地域に関する問合せ先]
自動車局旅客課　古曳、佐々木
（代表）03-5253-8111（内線 41242）、（直通）03-5253-8569
（ＦＡＸ）03-5253-1636

事案の種類　一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

事案番号	指定する地域	期間	運輸審議会答申
平２８ 第５００２号	道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第５条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「南多摩交通圏」	指定の日から３年間	指定することが適当
平２８ 第５００３号	道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第５条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「京葉交通圏」	指定の日から３年間	指定することが適当
平２８ 第５００４号	道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第５条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「東葛交通圏」	指定の日から３年間	指定することが適当
平２８ 第５００５号	道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第５条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「千葉交通圏」	指定の日から３年間	指定することが適当
平２８ 第５００６号	道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第５条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「県南中央交通圏」	指定の日から３年間	指定することが適当
平２８ 第５００７号	道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第５条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「宇都宮交通圏」	指定の日から３年間	指定することが適当
平２８ 第５００８号	道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第５条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「富山交通圏」	指定の日から３年間	指定することが適当
平２８ 第５００９号	道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第５条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「久留米市」	指定の日から３年間	指定することが適当

資料１　タクシー特措法のポイント　（自動車局旅客課作成資料）

国土交通省

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成26年1月施行）

原則（道路運送法）	準特定地域（大臣指定）	特定地域（大臣指定・運審諮問）
◆ 新規参入：許 可 制 ◆ 増　　車：届 出 制 ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）	◆ 新規参入：許 可 制 ◆ 増　　車：認 可 制 ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）	◆ 新規参入・増車 ： 禁 止 ◆ 強制力ある供給削減措置 ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

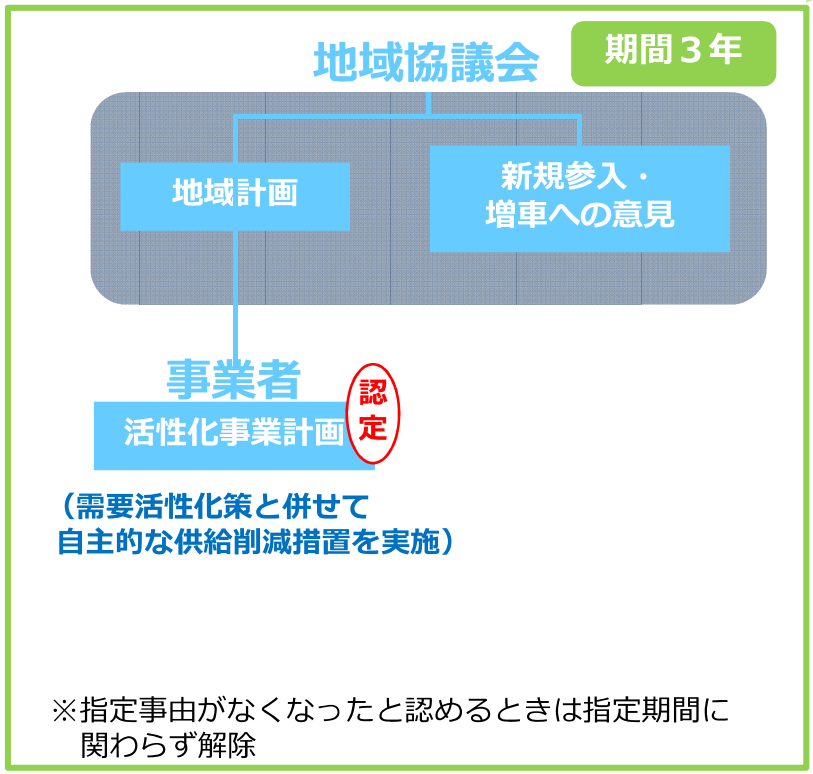

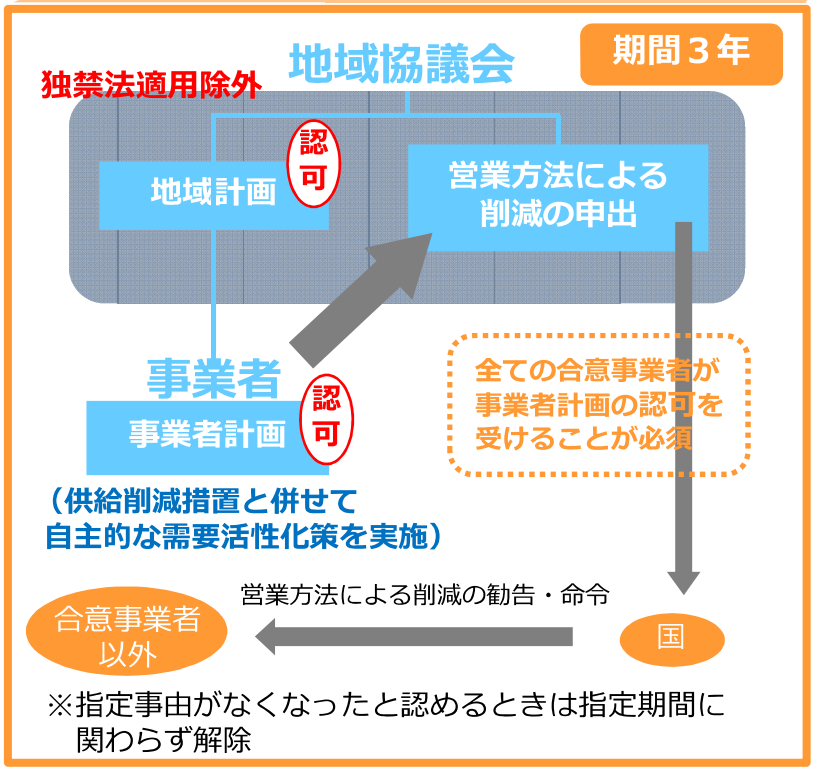

資料2

答申対象となっている営業区域

都道府県	営業区域	営業区域の範囲
東京	南多摩交通圏	八王子市、日野市、多摩市、稲城市及び町田市
千葉	京葉交通圏	市川市、船橋市、習志野市、鎌ケ谷市、八千代市及び浦安市
	東葛（とうかつ）交通圏	松戸市、柏市、流山市、野田市及び我孫子市
	千葉交通圏	千葉市及び四街道市
埼玉	県南中央交通圏	川口市、さいたま市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市及び北足立郡伊奈町
栃木	宇都宮交通圏	宇都宮市、鹿沼市、下野市、栃木市（ただし、平成23年10月1日に編入された旧上都賀郡西方町の区域に限る。）、河内郡上三川町及び下都賀郡壬生町
富山	富山交通圏	富山市
福岡	久留米市	久留米市

特定地域一覧（平成28年6月16日現在　19地域）

都道府県	営業区域	指定期間	
北海道	札幌交通圏	平成27年11月1日から	平成30年10月31日まで
宮城	仙台市	平成27年6月1日から	平成30年5月31日まで
秋田	秋田交通圏	平成27年6月1日から	平成30年5月31日まで
神奈川	京浜交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
新潟	新潟交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
石川	金沢交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
長野	長野交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
大阪	大阪市域交通圏	平成27年11月1日から	平成30年10月31日まで
奈良	奈良市域交通圏	平成27年7月1日から	平成30年6月30日まで
兵庫	神戸市域交通圏	平成27年9月1日から	平成30年8月31日まで
広島	広島交通圏	平成27年7月1日から	平成30年6月30日まで
岡山	倉敷交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
福岡	福岡交通圏	平成27年11月1日から	平成30年10月31日まで
	北九州交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
長崎	長崎交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
熊本	熊本交通圏	平成27年6月1日から	平成30年5月31日まで
大分	大分市	平成27年7月1日から	平成30年6月30日まで
宮崎	宮崎交通圏	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで
鹿児島	鹿児島市	平成27年8月1日から	平成30年7月31日まで

※　全国の営業区域の総数　638地域

国　運　審　第　９　号
平成２８年６月１６日

国土交通大臣　　石井　啓一　殿

運輸審議会会長　　鷹箸　有宇壽

答　　申　　書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平２８第５００３号

平成２８年４月２６日付け国自旅第１８号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

運　輸　審　議　会

主　　文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、京葉交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「京葉交通圏」をいう。以下同じ。）を指定の日から３年間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理　　由

１．国土交通大臣は、京葉交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、京葉交通圏を指定の日から３年間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。

２．国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）のう

ち、次の（１）から（６）までのいずれにも該当する営業区域について、３年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車営収が平成１３年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

（１）実働実車率が平成１３年度と比較して１０％以上減少していること。

（２）次の①又は②のいずれかに該当すること。

①　当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が１００％を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が１／２以上であること。

②　赤字事業者車両数シェアが１／３以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが１０ポイント以上増加していること。

（３）人口３０万人以上の都市を含む営業区域であること。

（４）総実車キロが前年度と比較して５％以上増加していないこと。

（５）次の①から③までのいずれかに該当すること。

①　日車営収又は日車実車キロが平成１３年度と比較して１０％以上減少していること。

②　当該営業区域における走行１００万キロ当たりの法令違反件数の直近５年間の平均値が、全国における走行１００万キロ当たりの法令違反件数の直近５年間の平均値を上回っていること。

③　当該営業区域における走行１００万キロ当たりの事故発生件数の直近５年間の平均値が、全国における走行１００万キロ当たりの事故発生件数の直近５年間の平均値を上回っていること。

（６）当該営業区域における協議会（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の同意があること。

３．当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明

等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

（１）京葉交通圏は、所管局によると、平成２６年度末のタクシー車両の台数の合計が１，５１４両で適正車両数の上限である１，４５３両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記２．の要件をみたしている。

①　平成２６年度の実働実車率は３７．９％であり、平成１３年度と比較して１４．５％減少している。

②　平成２６年度の赤字事業者車両数シェアが５４．１％と１／２以上である。

③　人口が約６２万人の船橋市を含む営業区域である。

④　平成２６年度の総実車キロが３８，４１１，１３４キロであり、前年度と比較して２．２％の減少となっている。

⑤　平成２６年度の日車実車キロが８６．０キロであり、平成１３年度と比較して１６．５％減少している。また、走行１００万キロ当たりの事故発生件数の直近５年間の平均値が８．１０７件であり、全国における走行１００万キロ当たりの事故発生件数の直近５年間の平均値７．６０７件を上回っている。

⑥　京葉交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年３月１０日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

（２）以上の状況に鑑みると、京葉交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が京葉交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要　望　事　項

1．国土交通大臣は、特定地域計画等が速やかに作成されるよう協議会の円滑な運営のために必要な支援を適時適切に行うとともに、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めつつ、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。

（1）利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。

（2）事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2．国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなったと認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

運輸審議会

国 運 審 第 １ ０ 号
平成２８年６月１６日

国土交通大臣　　石井　啓一　殿

運輸審議会会長　　鷹箸　有宇壽

答　　申　　書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平２８第５００４号

平成２８年４月２６日付け国自旅第１８号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

運 輸 審 議 会

主　　文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、東葛交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「東葛交通圏」をいう。以下同じ。）を指定の日から３年間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理　　由

１．国土交通大臣は、東葛交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、東葛交通圏を指定の日から３年間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。

２．国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）のう

ち、次の（１）から（６）までのいずれにも該当する営業区域について、３年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車営収が平成１３年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

（１）実働実車率が平成１３年度と比較して１０％以上減少していること。

（２）次の①又は②のいずれかに該当すること。

① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が１００％を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が１／２以上であること。

② 赤字事業者車両数シェアが１／３以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが１０ポイント以上増加していること。

（３）人口３０万人以上の都市を含む営業区域であること。

（４）総実車キロが前年度と比較して５％以上増加していないこと。

（５）次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成１３年度と比較して１０％以上減少していること。

② 当該営業区域における走行１００万キロ当たりの法令違反件数の直近５年間の平均値が、全国における走行１００万キロ当たりの法令違反件数の直近５年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行１００万キロ当たりの事故発生件数の直近５年間の平均値が、全国における走行１００万キロ当たりの事故発生件数の直近５年間の平均値を上回っていること。

（６）当該営業区域における協議会（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の同意があること。

３．当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明

等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

（１）東葛交通圏は、所管局によると、平成２６年度末のタクシー車両の台数の合計が１，０９７両で適正車両数の上限である９９６両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記２．の要件をみたしている。

①　平成２６年度の実働実車率は３５．３％であり、平成１３年度と比較して１６．１％減少している。

②　平成２６年度の赤字事業者車両数シェアが５１．１％と１／２以上である。

③　人口が約４８万人の松戸市を含む営業区域である。

④　平成２６年度の総実車キロが２５，２１６，８９３キロであり、前年度と比較して３．０％の減少となっている。

⑤　平成２６年度の日車実車キロが８１．４キロであり、平成１３年度と比較して１５．２％減少している。

⑥　東葛交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年３月１０日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

（２）以上の状況に鑑みると、東葛交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が東葛交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要　望　事　項

1．国土交通大臣は、特定地域計画等が速やかに作成されるよう協議会の円滑な運営のために必要な支援を適時適切に行うとともに、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めつつ、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。

（1）利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。

（2）事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2．国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなったと認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

運輸審議会

国運審第１１号
平成２８年６月１６日

国土交通大臣　　石井　啓一　殿

運輸審議会会長　　鷹箸　有宇壽

答　　申　　書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について

平２８第５００５号

平成２８年４月２６日付け国自旅第１８号をもって諮問された上記の事案について審議した結果、次のとおり答申する。

運輸審議会

主　　文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき、千葉交通圏（道路運送法施行規則第五条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「千葉交通圏」をいう。以下同じ。）を指定の日から３年間、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域に指定することは適当である。

理　　由

１．国土交通大臣は、千葉交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、千葉交通圏を指定の日から３年間、特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）として指定することを予定している。

２．国土交通大臣は、直近年度末現在のタクシー事業に係る事業用自動車（以下「タクシー車両」という。）の台数が適正車両数の上限値を上回っている準特定地域（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第三条の二第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）のう

ち、次の（１）から（６）までのいずれにも該当する営業区域について、３年を超えない範囲で期間を定めて特定地域として指定することとしている。ただし、日車営収が平成１３年度と比較して増加している営業区域については指定しないものとしている。

（１）実働実車率が平成１３年度と比較して１０％以上減少していること。

（２）次の①又は②のいずれかに該当すること。

①　当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が１００％を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合（以下「赤字事業者車両数シェア」という。）が１／２以上であること。

②　赤字事業者車両数シェアが１／３以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが１０ポイント以上増加していること。

（３）人口３０万人以上の都市を含む営業区域であること。

（４）総実車キロが前年度と比較して５％以上増加していないこと。

（５）次の①から③までのいずれかに該当すること。

①　日車営収又は日車実車キロが平成１３年度と比較して１０％以上減少していること。

②　当該営業区域における走行１００万キロ当たりの法令違反件数の直近５年間の平均値が、全国における走行１００万キロ当たりの法令違反件数の直近５年間の平均値を上回っていること。

③　当該営業区域における走行１００万キロ当たりの事故発生件数の直近５年間の平均値が、全国における走行１００万キロ当たりの事故発生件数の直近５年間の平均値を上回っていること。

（６）当該営業区域における協議会（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第八条第一項に規定する協議会をいう。以下同じ。）の同意があること。

３．当審議会に所管局から提出された資料及び所管局から聴取した説明

等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

（１）千葉交通圏は、所管局によると、平成２６年度末のタクシー車両の台数の合計が１，３６４両で適正車両数の上限である１，０８５両を上回っている準特定地域であり、次のとおり上記２．の要件をみたしている。

①　平成２６年度の実働実車率は２８．６％であり、平成１３年度と比較して１９．０％減少している。

②　平成２６年度の赤字事業者車両数シェアが５９．９％と１／２以上である。

③　人口が約９６万人の千葉市を含む営業区域である。

④　平成２６年度の総実車キロが２２，４２３，４１２キロであり、前年度と比較して４．７％の減少となっている。

⑤　平成２６年度の日車実車キロが６８．９キロであり、平成１３年度と比較して１６．３％減少している。また、走行１００万キロ当たりの法令違反件数の直近５年間の平均値が０．０９３２件であり、全国における走行１００万キロ当たりの法令違反件数の直近５年間の平均値０．０５１１件を上回っている。

⑥　千葉交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、利用者アンケートの結果等を活用し、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年３月１０日付けで同協議会より特定地域の指定に同意する旨の報告があった。

（２）以上の状況に鑑みると、千葉交通圏については、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認められる。このため、国土交通大臣が千葉交通圏を特定地域として指定することは適当であると認める。

要　望　事　項

1．国土交通大臣は、特定地域計画等が速やかに作成されるよう協議会の円滑な運営のために必要な支援を適時適切に行うとともに、今回の特定地域の指定がタクシー事業の適正化及び活性化にとってより効果的な措置となるよう、安全性や利用者利便を向上させるための環境整備に努めつつ、タクシー業界及び事業者に対し、次の指導・監督を徹底していただきたい。

（1）利用者が安全・安心・信頼してタクシーを利用できるよう、運行管理を徹底し、運転者に対する安全・サービスに係る教育を更に充実させるとともに、安全・労働関係法令の遵守を徹底すること。

（2）事業者が自らの責任において利用者である地域住民に愛されるタクシーとなることに努めるとともに、地元自治体や地域住民に身近な団体等の協力を得つつ、観光、ビジネス、高齢者福祉、育児支援などの各種ニーズにつながる有効な需要拡大措置の策定と実施に関係者と一体となって努力すること。

2．国土交通大臣は、今回指定した特定地域におけるタクシーに係る各種指標等の改善状況を定期的に把握するとともに、タクシー事業の適正化及び活性化に係る業界の取組状況とそれに対する利用者の評価の把握に努め、必要に応じて当審議会に報告していただきたい。

また、指定の事由がなくなったと認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

運輸審議会

資料２

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 28 年 6 月 29 日
自　動　車　局

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法第３条に基づき、下記の地域を７月１日（金）付けで特定地域として指定しますので、お知らせ致します。

記

１．指定する地域

道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第５条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「南多摩交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「県南中央交通圏」（埼玉）、「宇都宮交通圏」、北陸信越運輸局長が定める営業区域の「富山交通圏」、九州運輸局長が定める営業区域の「久留米市」

２．指定する期間

平成２８年７月１日から平成３１年６月３０日まで
（平成２８年７月１日の官報告示による）

【問い合わせ先】
（代表）03-5253-8111
国土交通省自動車局旅客課　古曳・佐々木（内線 41202、41242）
（直通）03-5253-8569　（FAX）03-5253-1636

○国土交通省告示第八百六十四号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第一項及び第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年七月一日

国土交通大臣　石井　啓一

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

三　関東運輸局長	「京浜交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで

を

三　関東運輸局長	「京浜交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
	「南多摩交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「県南中央交通圏」及び「宇都宮交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで

に、

四　北陸信越運輸局長	「新潟交通圏」、「金沢交通圏」及び「長野交通圏」	二十七年八月一日から三十年七月三十一日まで
		二十八年七月一日から三十一年六月三十日まで

を

四　北陸信越運輸局長	「新潟交通圏」、「金沢交通圏」及び「長野圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
	「富山交通圏」	

に、

七　九州運輸局長	「熊本交通圏」	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで
	「大分市」	
	「北九州交通圏」、「長崎交通圏」、「鹿児島市」及び「福岡交通圏」	平成二十八年七月一日から平成三十一年六月三十日まで

	平成二十七年六月一日から平成三十年五月三十一日まで	
	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで	
「宮崎交通	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで	
	平成二十七年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで	

を

	平成二十七年六月一日から平成三十年五月三十一日まで	「七　九州運輸局長
	平成二十七年七月一日から平成三十年六月三十日まで	「熊本交通圏」
通圏」、「宮崎交通	平成二十七年八月一日から平成三十年七月三十一日まで	「大分市」
	平成二十七年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで	「北九州交通圏」、「長崎交圏」及び鹿児島市
	平成二十八年七月一日から平成三十一年六月三十日まで	「福岡交通圏」
		「久留米市」

に改める。

第五条の表三の項中「、「南多摩交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「県南中央交通圏」及び「、「宇都宮交通圏」を削り、同表四の項中「、「富山交通圏」を削り、同表九の項中「、「久留米市」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

資料３-１

（案）

京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（新旧対照表）

改　　正	現　　行
京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱 制定　平成２１年１０月２８日 一部改正　平成２１年１２月１６日 一部改正　平成２４年１１月３０日 一部改正　平成２６年　１月２４日 一部改正　平成２６年　２月２０日 一部改正　平成２７年　４月１０日 一部改正　平成２７年　７月１５日 一部改正　平成〇〇年〇〇月〇〇日 （目　的） 第１条　京葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「法」という。）の規定に基づき、京葉交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定　義） 第２条　この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 ２　この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車であって、一般タクシー及びその他ハイヤーをいう。 ３　この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 ４　この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。	京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定　平成２１年１０月２８日 一部改正　平成２１年１２月１６日 一部改正　平成２４年１１月３０日 一部改正　平成２６年　１月２４日 一部改正　平成２６年　２月２０日 一部改正　平成２７年　４月１０日 一部改正　平成２７年　７月１５日 （目　的） 第１条　京葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「法」という。）の規定に基づき、京葉交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定　義） 第２条　この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 ２　この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。 ３　この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 ４　この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

５　この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）
第３条　協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。
（１）特定地域計画の作成
（２）次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整
①　特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
②　特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
③　①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整
（３）特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
①　協議会の運営方法
②　①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

（協議会の構成員）
第４条　協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成３１年６月３０日までとする。
（注）　（１）～（４）は、法第８条第１項に規定する構成員、（５）～（７）は、同第２項に規定する構成員。
（１）関係地方公共団体の長又はその指名する者
（２）タクシー事業者等
（３）労働組合等
（４）地域住民
（５）学識経験者
榛澤　芳雄（日本大学　名誉教授）
（６）その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長
（７）その他協議会が必要と認める者
①　千葉県警察本部交通部交通指導課長
②　千葉県警察本部交通部交通規制課長
③　千葉労働局労働基準部監督課長
④　千葉県タクシー運転者登録センター所長
２　協議会は、前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱

５　この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）
第３条　協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。
（１）準特定地域計画の作成
（２）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
①　準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
②　準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
③　①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
（３）準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
①　協議会の運営方法
②　①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

（協議会の構成員）
第４条　協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成２９年１月２６日までとする。
（注）　（１）～（４）は、法第８条第１項に規定する構成員、（５）～（７）は、同第２項に規定する構成員。
（１）関係地方公共団体の長又はその指名する者
（２）タクシー事業者等
（３）労働組合等
（４）地域住民
（５）学識経験者
榛澤　芳雄（日本大学　名誉教授）
（６）その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長
（７）その他協議会が必要と認める者
①　千葉県警察本部交通部交通指導課長
②　千葉県警察本部交通部交通規制課長
③　千葉労働局労働基準部監督課長
④　千葉県タクシー運転者登録センター所長
２　協議会は、前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱

退することができるものとし、かつ、前項の（５）～（７）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

３　協議会への加入又は協議会から脱退しようとする者は事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第５条第１４項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

４　協議会の構成員の把握は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条　協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

２　会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

３　会長の任期は平成３１年６月３０日までとする。

４　会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

５　協議会には事務局を設置する。

６　事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

７　事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

８　事務局長の任期は平成３１年６月３０日までとする。

９　各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。

10　協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

11　協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

（１）会長の選出を議決する場合

第４条第１項（２）及び（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

（２）設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。

②　設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の特定地域内の

退することができるものとし、かつ、前項の（５）～（７）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

３　協議会への加入又は協議会から脱退しようとする者は事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第５条第１３項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

４　協議会の構成員の把握は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条　協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

２　会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

３　会長の任期は平成２９年１月２６日までとする。

４　会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

５　協議会には事務局を設置する。

６　事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

７　事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

８　事務局長の任期は平成２９年１月２６日までとする。

９　各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。

10　協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

11　協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

（１）会長の選出を議決する場合

第４条第１項（２）及び（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

（２）設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。

②　設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内

営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者の当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④　労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤　地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

（３）特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　（２）①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

②　特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の３分の２以上であること。

③　タクシー事業者の区分ごとに、合意するタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

④　協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

⑤　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑥　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員のうち特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

（４）（１）から（３）まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　会長及び事務局長が合意すること。

②　合意するタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者の当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　①及び②以外の構成員において、第４条第１項（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については、

の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④　労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤　地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

（３）準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　（２）①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

②　準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③　協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

④　法第８条第２項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑤　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

（４）（１）から（３）まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　会長及び事務局長が合意すること。

②　合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　①及び②以外の構成員において、第４条第１項（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については、

各自１個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。 12　前項（３）③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。 （１）　大規模事業者　　特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が９０両以上 （２）　中規模事業者　　特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が４５両以上、８９両以下 （３）　小規模事業者　　特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が４４両以下 （４）　個人タクシー事業者 13　協議会は、特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。 14　会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の４５日前までにその旨を公表するものとする。 15　協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。 16　会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出について、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。 なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第３項中の「３０日前」とあるのは「３日前」とし、第５条第１４項中の「４５日前」とあるのは「１０日前」とする。	各自１個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。 12　協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。 13　会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の４５日前までにその旨を公表するものとする。 14　協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。 15　会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。 なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第３項中の「３０日前」とあるのは「３日前」とし、第５条第１３項中の「４５日前」とあるのは「１０日前」とする。 （１）　新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決 （２）　公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
（分科会） 第６条　協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。 ２　分科会は、第３条の実施事項の内容に応じ、第４条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。 ３　分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。 ４　分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。 ５　その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と	（分科会） 第６条　協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。 ２　分科会は、第３条の実施事項の内容に応じ、第４条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。 ３　分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。 ４　分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。 ５　その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と

協議し定めるものとする。 ６　分科会は、非公開とする。 （その他） 第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。	協議し定めるものとする。 （その他） 第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

資料３-２

（案）

東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（新旧対照表）

改　　正	現　　行
東葛地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱 制定　平成２１年１０月２８日 一部改正　平成２１年１２月１６日 一部改正　平成２４年１１月３０日 一部改正　平成２６年　１月２４日 一部改正　平成２６年　２月２０日 一部改正　平成２７年　４月１０日 一部改正　平成２７年　７月１５日 一部改正　平成〇〇年〇〇月〇〇日 （目　的） 第１条　東葛地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「法」という。）の規定に基づき、東葛交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定　義） 第２条　この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 ２　この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車であって、一般タクシー及びその他ハイヤーをいう。 ３　この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 ４　この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。	東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定　平成２１年１０月２８日 一部改正　平成２１年１２月１６日 一部改正　平成２４年１１月３０日 一部改正　平成２６年　１月２４日 一部改正　平成２６年　２月２０日 一部改正　平成２７年　４月１０日 一部改正　平成２７年　７月１５日 （目　的） 第１条　東葛地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「法」という。）の規定に基づき、東葛交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定　義） 第２条　この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 ２　この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。 ３　この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 ４　この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

５　この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）
第３条　協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。
（１）特定地域計画の作成
（２）次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整
①　特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
②　特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
③　①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整
（３）特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
①　協議会の運営方法
②　①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

（協議会の構成員）
第４条　協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成３１年６月３０日までとする。
（注）　（１）～（４）は、法第８条第１項に規定する構成員、（５）～（７）は、同第２項に規定する構成員。
（１）関係地方公共団体の長又はその指名する者
（２）タクシー事業者等
（３）労働組合等
（４）地域住民
（５）学識経験者
榛澤　芳雄（日本大学　名誉教授）
（６）その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長
（７）その他協議会が必要と認める者
①　千葉県警察本部交通部交通指導課長
②　千葉県警察本部交通部交通規制課長
③　千葉労働局労働基準部監督課長
④　千葉県タクシー運転者登録センター所長
２　協議会は、前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱

５　この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）
第３条　協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。
（１）準特定地域計画の作成
（２）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
①　準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
②　準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
③　①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
（３）準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
①　協議会の運営方法
②　①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

（協議会の構成員）
第４条　協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成２９年１月２６日までとする。
（注）　（１）～（４）は、法第８条第１項に規定する構成員、（５）～（７）は、同第２項に規定する構成員。
（１）関係地方公共団体の長又はその指名する者
（２）タクシー事業者等
（３）労働組合等
（４）地域住民
（５）学識経験者
榛澤　芳雄（日本大学　名誉教授）
（６）その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長
（７）その他協議会が必要と認める者
①　千葉県警察本部交通部交通指導課長
②　千葉県警察本部交通部交通規制課長
③　千葉労働局労働基準部監督課長
④　千葉県タクシー運転者登録センター所長
２　協議会は、前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱

退することができるものとし、かつ、前項の（５）～（７）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

３　協議会への加入又は協議会から脱退しようとする者は事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第５条第１４項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

４　協議会の構成員の把握は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条　協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

２　会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

３　会長の任期は平成３１年６月３０日までとする。

４　会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

５　協議会には事務局を設置する。

６　事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

７　事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

８　事務局長の任期は平成３１年６月３０日までとする。

９　各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。

10　協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

11　協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

（１）会長の選出を議決する場合

第４条第１項（２）及び（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

（２）設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。

②　設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の特定地域内の

退することができるものとし、かつ、前項の（５）～（７）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

３　協議会への加入又は協議会から脱退しようとする者は事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第５条第１３項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

４　協議会の構成員の把握は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条　協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

２　会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

３　会長の任期は平成２９年１月２６日までとする。

４　会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

５　協議会には事務局を設置する。

６　事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

７　事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

８　事務局長の任期は平成２９年１月２６日までとする。

９　各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。

10　協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

11　協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

（１）会長の選出を議決する場合

第４条第１項（２）及び（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

（２）設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。

②　設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内

営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者の当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④　労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤　地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

（３）特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　（２）①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

②　特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の３分の２以上であること。

③　タクシー事業者の区分ごとに、合意するタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

④　協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

⑤　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑥　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員のうち特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

（４）（１）から（３）まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　会長及び事務局長が合意すること。

②　合意するタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者の当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　①及び②以外の構成員において、第４条第１項（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については、

の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④　労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤　地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

（３）準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　（２）①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

②　準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③　協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

④　法第８条第２項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑤　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

（４）（１）から（３）まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　会長及び事務局長が合意すること。

②　合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　①及び②以外の構成員において、第４条第１項（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については、

各自１個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。 12　前項（３）③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。 （１）　大規模事業者　　特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が７１両以上 （２）　中規模事業者　　特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が２６両以上、７０両以下 （３）　小規模事業者　　特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が２５両以下 （４）　個人タクシー事業者 13　協議会は、特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。 14　会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の４５日前までにその旨を公表するものとする。 15　協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。 16　会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出について、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。 なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第３項中の「３０日前」とあるのは「３日前」とし、第５条第１４項中の「４５日前」とあるのは「１０日前」とする。	各自１個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。 12　協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。 13　会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の４５日前までにその旨を公表するものとする。 14　協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。 15　会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。 なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第３項中の「３０日前」とあるのは「３日前」とし、第５条第１３項中の「４５日前」とあるのは「１０日前」とする。 （１）　新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決 （２）　公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
（分科会） 第６条　協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。 ２　分科会は、第３条の実施事項の内容に応じ、第４条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。 ３　分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。 ４　分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。 ５　その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と	（分科会） 第６条　協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。 ２　分科会は、第３条の実施事項の内容に応じ、第４条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。 ３　分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。 ４　分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。 ５　その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と

協議し定めるものとする。 ６　分科会は、非公開とする。 （その他） 第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。	協議し定めるものとする。 （その他） 第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

資料３-３

（案）

千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱（新旧対照表）

改　　正	現　　行
千葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会設置要綱 制定　平成２１年１０月２８日 一部改正　平成２１年１２月１６日 一部改正　平成２４年１１月３０日 一部改正　平成２６年　１月２４日 一部改正　平成２６年　２月２０日 一部改正　平成２７年　４月１０日 一部改正　平成２７年　７月１５日 一部改正　平成〇〇年〇〇月〇〇日 （目　的） 第１条　千葉地区タクシー事業適正化・活性化特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「法」という。）の規定に基づき、千葉交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定　義） 第２条　この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 ２　この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車であって、一般タクシー及びその他ハイヤーをいう。 ３　この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 ４　この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。	千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱 制定　平成２１年１０月２８日 一部改正　平成２１年１２月１６日 一部改正　平成２４年１１月３０日 一部改正　平成２６年　１月２４日 一部改正　平成２６年　２月２０日 一部改正　平成２７年　４月１０日 一部改正　平成２７年　７月１５日 （目　的） 第１条　千葉地区タクシー事業適正化・活性化協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「法」という。）の規定に基づき、千葉交通圏（以下「準特定地域」という。）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。 （定　義） 第２条　この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。 ２　この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。 ３　この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。 ４　この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

５　この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）
第３条　協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。
（１）特定地域計画の作成
（２）次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整
①　特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
②　特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
③　①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整
（３）特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
①　協議会の運営方法
②　①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

（協議会の構成員）
第４条　協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成３１年６月３０日までとする。
（注）　（１）～（４）は、法第８条第１項に規定する構成員、（５）～（７）は、同第２項に規定する構成員。
（１）関係地方公共団体の長又はその指名する者
（２）タクシー事業者等
（３）労働組合等
（４）地域住民
（５）学識経験者
榛澤　芳雄（日本大学　名誉教授）
（６）その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長
（７）その他協議会が必要と認める者
①　千葉県警察本部交通部交通指導課長
②　千葉県警察本部交通部交通規制課長
③　千葉労働局労働基準部監督課長
④　千葉県タクシー運転者登録センター所長
２　協議会は、前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱

５　この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）
第３条　協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。
（１）準特定地域計画の作成
（２）次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整
①　準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
②　準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
③　①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整
（３）準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
①　協議会の運営方法
②　①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

（協議会の構成員）
第４条　協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成２９年１月２６日までとする。
（注）　（１）～（４）は、法第８条第１項に規定する構成員、（５）～（７）は、同第２項に規定する構成員。
（１）関係地方公共団体の長又はその指名する者
（２）タクシー事業者等
（３）労働組合等
（４）地域住民
（５）学識経験者
榛澤　芳雄（日本大学　名誉教授）
（６）その他タクシー事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部企画室長
（７）その他協議会が必要と認める者
①　千葉県警察本部交通部交通指導課長
②　千葉県警察本部交通部交通規制課長
③　千葉労働局労働基準部監督課長
④　千葉県タクシー運転者登録センター所長
２　協議会は、前項の（１）～（４）の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱

退することができるものとし、かつ、前項の（５）～（７）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

３　協議会への加入又は協議会から脱退しようとする者は事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第５条第１４項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

４　協議会の構成員の把握は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条　協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

２　会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

３　会長の任期は平成３１年６月３０日までとする。

４　会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

５　協議会には事務局を設置する。

６　事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

７　事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

８　事務局長の任期は平成３１年６月３０日までとする。

９　各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。

10　協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

11　協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

（１）会長の選出を議決する場合

第４条第１項（２）及び（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

（２）設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。

②　設置要綱の変更について合意するタクシー事業者の特定地域内の

退することができるものとし、かつ、前項の（５）～（７）の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

３　協議会への加入又は協議会から脱退しようとする者は事務局長に申し出をするものとする。

ただし、第５条第１３項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

４　協議会の構成員の把握は事務局長が行うものとし、協議会の場において一覧形式等により示すものとする。

（協議会の運営）

第５条　協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

２　会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。

３　会長の任期は平成２９年１月２６日までとする。

４　会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

５　協議会には事務局を設置する。

６　事務局に事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。

７　事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。

８　事務局長の任期は平成２９年１月２６日までとする。

９　各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の１５％を上限として会長が割り振るものとする。

10　協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

11　協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

（１）会長の選出を議決する場合

第４条第１項（２）及び（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。

（２）設置要綱の変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意すること。

②　設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内

営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者の当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④　労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤　地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

（３）特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　（２）①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

②　特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の３分の２以上であること。

③　タクシー事業者の区分ごとに、合意するタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

④　協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

⑤　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑥　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員のうち特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

（４）（１）から（３）まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　会長及び事務局長が合意すること。

②　合意するタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者の当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　①及び②以外の構成員において、第４条第１項（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については、

の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④　労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤　地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

（３）準特定地域計画の作成及び変更を議決する場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　（２）①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

②　準特定地域計画に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③　協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

④　法第８条第２項各号に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑤　法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

（４）（１）から（３）まで以外の議決を行う場合

次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

①　会長及び事務局長が合意すること。

②　合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　①及び②以外の構成員において、第４条第１項（３）に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については、

各自１個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。 12　前項（３）③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。 （１）　大規模事業者　　特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が６１両以上 （２）　中規模事業者　　特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が３１両以上、６０両以下 （３）　小規模事業者　　特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が３０両以下 （４）　個人タクシー事業者 13　協議会は、特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。 14　会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の４５日前までにその旨を公表するものとする。 15　協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。 16　会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出について、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。 なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第３項中の「３０日前」とあるのは「３日前」とし、第５条第１４項中の「４５日前」とあるのは「１０日前」とする。	各自１個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。 12　協議会は、準特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。また、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。 13　会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の４５日前までにその旨を公表するものとする。 14　協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。 15　会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。 なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第３項中の「３０日前」とあるのは「３日前」とし、第５条第１３項中の「４５日前」とあるのは「１０日前」とする。 （１）　新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決 （２）　公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決
（分科会） 第６条　協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。 ２　分科会は、第３条の実施事項の内容に応じ、第４条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。 ３　分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。 ４　分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。 ５　その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と	（分科会） 第６条　協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。 ２　分科会は、第３条の実施事項の内容に応じ、第４条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。 ３　分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。 ４　分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。 ５　その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と

協議し定めるものとする。 ６　分科会は、非公開とする。 （その他） 第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。	協議し定めるものとする。 （その他） 第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

資料４

国自旅第４１１号
平成２６年　1月２４日

各地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

自動車局長
（公印省略）

特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第８条の規定により組織される特定地域及び準特定地域の協議会について、その設置及び運営並びにそこでの合意が円滑に図れるよう（別紙）のとおり「特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、関係者とも連携を図りつつ、特定地域及び準特定地域の協議会の制度を活用して一般乗用旅客自動車運送事業（法第２条第１項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化が効果的に推進されるよう遺漏なきを期されたい。

また、当該ガイドラインでは、特定地域及び準特定地域の協議会の設置を円滑に促進する等の観点から、（別添）のとおり「協議会設置要綱（モデル要綱）」を提示することとしたので、特定地域及び準特定地域の協議会の運用の参考にされたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

（別紙）

特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン

Ⅰ．準特定地域における協議会

１．協議会の目的

準特定地域の協議会（以下「準特定地域協議会」という。）は、準特定地域計画の作成、当該準特定地域計画の実施に係る連絡調整、その他当該地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たり必要となる事項の協議を行うために設置するものとする。準特定地域協議会は、準特定地域において一般乗用旅客自動車運送（法第２条第３項に規定する一般乗用旅客自動車運送。以下「タクシー」という。）が地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることは当然のこと、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等の視点も含め、タクシーがすべての関係者にとって望ましい姿となるよう努めるものとする。

２．準特定地域協議会の設置及び運営

（１）準特定地域協議会は、１つの準特定地域につき、１つ設置するものとする。

（２）準特定地域協議会の設立に当たっては、原則として、法第８条第１項に掲げる者が連携して設立準備会を立ち上げることとし、当該設立準備会が準特定地域協議会設立の主導的な役割を担うものとする（準特定地域の指定が地方公共団体の長の要請により行われた場合にあっては、当該地方公共団体の長は、積極的に設立準備会に参加することが望ましい。）。

なお、法第３条の２第１項の規定により準特定地域の指定を受けた際現に、改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「旧法」という。）第３条第１項の規定により特定地域に指定されていた地域にあっては、原則として、旧法第８条第１項の規定により組織されている協議会（以下「旧協議会」という。）を設立準備会として活用するものとする。

また、法第３条の２第１項の規定により準特定地域の指定を受けた際現に、法第８条第３項の基準に適合する旧協議会にあっては、同条第１項の規定により組織された協議会としてみなす。

（３）準特定地域協議会は、設立時に設置要綱を定めるものとし、当該設置要綱の原案は設立準備会が作成するものとする。

なお、改正法附則第３条の規定によりみなされた協議会にあっては、設置要綱を見直しするものとする。

（４）設立準備会は、準特定地域協議会の設立前に、準特定地域協議会を設立する期日とともに準特定地域協議会を設立する旨を公表するものとする。適切な公表手段を有する者が設立準備会の構成員となっていない場合は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）へ準特定地域協議会を設立する旨を報告し、地方運輸局長により公表するものとする。

なお、当該事項に限らず、協議会が公表を行うべき事項等については、同様の取扱いをすることは差し支えないものとする。

（５）準特定地域協議会設立時の手続は次に掲げる順によるものとする。

① 法第８条第１項に掲げる者に該当する構成員による設置要綱の承認

② 準特定地域協議会の役員の選出

③　①②に掲げるもののほか、準特定地域協議会の運営に関して必要な事項の協議

（６）準特定地域協議会の会長は、準特定地域協議会の構成員の中から互選により選任するものとする。

なお、協議会の会長は、学識経験者をもって充てることを基本とし、協議会が別に合意する場合は、その合意によることも差し支えない。

（７）準特定地域協議会には、必要に応じ、設置要綱に定めることによって、その運営の事務に関して主導的な役割を担う事務局長その他の運営に必要な役員を置くことができる。

（８）準特定地域協議会の役員の任期は、準特定地域協議会の設置要綱に定めることができるものとする。

（９）準特定地域協議会は、準特定地域計画の作成後も、準特定地域に指定されている間は定期的に開催するものとする。

(10)（９）に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、準特定地域協議会を開催することができるものとする。また、準特定地域協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求できるものとするが、準特定協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。

(11) 準特定地域協議会を開催するに当たっては、原則として、開催予定日の45日前までにその旨を公表するものとする。

(12) 準特定地域協議会は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

なお、委員の招集が困難である場合等にあっては、準特定地域協議会があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての構成員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（以下に掲げるものに限る。）を行うことができるものとし、当該手続を行う場合にあっては、Ｉ．２．(11)の規定について「45日前」とあるのは「10日前」と、Ｉ．４．（６）の規定について「30日前」とあるのは「３日前」と読み替えるものとする。

①　特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成２１年国土交通省令第５８号。以下「施行規則」という。）第10条の２第１項に規定する意見の提出に関する事項

②　施行規則第10条の６第１項に規定する意見の提出に関する事項

(13) 準特定地域協議会における協議を円滑なものとするため、地方運輸局長は、準特定地域協議会に対して、準特定地域におけるタクシー事業の現状、問題点等を提示するものとし、特に現状を説明する際には、当該準特定地域において適正と考えられる車両数を示すものとする。

なお、地方運輸局長は、運営のために必要な支援を適時適切に行うものとする。

(14) 準特定地域協議会において協議をするに当たっては、法第８条第１項及び第２項に掲げる各区分ごとの構成員の意見を十分に斟酌することが重要であること、また、円滑な協議の運営を確保する観点から、Ｉ．４．（１）②及び③の区分に掲げる構成員とそれ以外の区分に掲げる構成員の割合が著しく不均衡とならないよう各区分ごとにおける構成員の発言のあり方等のルールを策定するものとする。

３．準特定地域協議会の協議を行うに当たっての具体的な指針

準特定地域協議会においては、次の（１）～（３）に掲げる事項について、それぞれ

に定める事項に留意しつつ、具体的に実施するものとする。

（１）準特定地域計画の作成

準特定地域計画は、準特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものであり、準特定地域協議会は、準特定地域協議会の設置後直ちに準特定地域計画の作成に着手するものとする。準特定地域計画の作成に当たっては、基本方針に定められた準特定地域計画に関する事項に十分留意するものとする。

（２）準特定地域計画の実施に係る連絡調整

① 準特定地域協議会は、準特定地域計画に定められた事項の円滑な実施のために必要な場合には、当該事業の関係者の連絡調整の場を設けるよう努めるものとする。

② 準特定地域協議会は、準特定地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、その議決を経て、当該準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、必要な協力を要請できるものとする。

（３）準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関し必要な協議

準特定地域協議会は、地域の実情に応じて、当該準特定地域協議会の存する準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関し必要となる事項を協議するものとする。

４．準特定地域協議会の構成員

（１）法第８条第１項及び第２項に掲げる者は、それぞれ次に定めるとおりとする。

① 関係地方公共団体の長　準特定地域協議会が設置される準特定地域を管轄する地方公共団体の長であって、地域公共交通としてのタクシーの役割・あり方等に関心を持ち、タクシーを地域公共交通として積極的に活用していく意欲等を示した地方公共団体の長

② 一般乗用旅客自動車運送事業者等　法第５条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者等

③ 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体　準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者（法第２条第２項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。以下「タクシー事業」という。）が雇用するタクシー事業の事業用自動車（法第２条第９項に規定する事業用自動車。以下「タクシー車両」という。）の運転者（以下「タクシー運転者」という。）が組合員となっている労働組合等のタクシー運転者の組織する団体（以下「労働組合等」という。）

④ 地域住民　例えば自治会、商工会等のタクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者（地域の実情に精通している地方公共団体が推薦する団体又は組織の代表者が望ましい。）

⑤ 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者　鉄道事業者・一般乗合旅客自動車運送事業者等の他の公共交通事業者、ホテル等の宿泊施設管理者等

⑥ 学識経験を有する者　大学教授等の学識経験者

⑦ その他協議会が必要と認める者　タクシー事業の適正化及び活性化を推進する上で必要と認められる者（例えば、準特定地域協議会の協議事項に関係する行政機関（特に、タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には協議会が設置される準特定地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシー車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該準特定地域を管轄する都道府県公安委員会）及び観光協会等

（２）準特定地域協議会は、法第８条第１項に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、同条第２項により構成員として加えた者が任意に脱退することができるものとする。

（３）法第８条第１項に掲げる者については、準特定地域において該当する者が存在しない場合を除き、必ず１者は準特定地域協議会に参加していなければならないものとする。

（４）準特定地域協議会の構成員については、地域の実情を踏まえて、準特定地域協議会におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的に推進するものとなるよう十分留意するものとする。特に、タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には準特定地域協議会が設置される準特定地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシー車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該準特定地域を管轄する都道府県公安委員会など、関係行政機関を積極的に構成員として加えるものとする。

（５）準特定地域協議会設立後の準特定地域協議会の構成員の変更は、設置要綱の変更を必要とせず、準特定地域協議会会長等（設置要綱に事務局長又は役員を定める場合においては、事務局長又はその役員。以下同じ。）が把握するものとする。

（６）準特定地域協議会からの脱退又は準特定地域協議会協議会への加入をしようとする者は、随時、特定地域協議会会長等に申し出るものとする。

　ただし、Ⅰ．２．(11）に基づき協議会の開催の公表があった場合にあっては、協議会開催予定日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会の構成員として参画できるものとする。

（７）原則として、準特定地域協議会の構成員となっているタクシー事業者は、自らの意思により、自らが所属する団体（以下「タクシー協会等」という。）に準特定地域協議会における議決権の行使を委任できるものとし、当該委任を受けたタクシー協会等がタクシー事業者に代わって準特定地域協議会に参加できるものとする。

５．準特定地域協議会の合意形成

（１）設立準備会は、準特定地域協議会の設置要綱の原案を作成し、準特定地域協議会の設立時に法第８条第１項に掲げる者に該当する構成員の承認を得るものとする。承認の方法は、準特定地域協議会運営の公平性と準特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないことに留意する観点から以下の方法によるものとする。

①　関係地方公共団体の長が全て承認すること。

②　設置要綱を承認するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、準特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③　設置要綱を承認するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、準特定地域協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④　労働組合等として参加している構成員の過半数が承認すること。

⑤　地域住民として参加している構成員の過半数が承認すること。

（２）準特定地域協議会における議題ごとの議決方法は、準特定地域協議会の設置要綱に定めるものとする。

（３）設置要綱の変更の方法は、当該設置要綱に定める方法によるものとする。

（４）設置要綱に定める準特定地域協議会の議決方法は、（１）を参考にしつつ、準特定地

域協議会運営の公平性と準特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないことに十分留意するものとする。

（５）準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的かつ円滑に推進するため、準特定地域協議会の議決は限りなく全会一致に近い形で行われることが望ましく、そのための調整が積極的に行われるものとする。

（６）準特定地域計画の作成に当たっては、法第９条第４項の規定により、その作成に係る合意をした準特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であるものでなければならないことに留意するものとする。

Ⅱ．特定地域における協議会

１．協議会の目的

特定地域の協議会（以下「特定地域協議会」という。）は、特定地域計画の作成、当該特定地域計画の実施に係る連絡調整、その他当該地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たり必要となる取組の協議を行うために設置するものとする。特定地域協議会は、特定地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることは当然のこと、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等の視点も含め、タクシーがすべての関係者にとって望ましい姿となるよう努めるものとする。

２．特定地域協議会の設置及び運営

（１）特定地域協議会は、１つの特定地域につき、１つ設置するものとする。

（２）当該地域が法第３条第１項の規定により特定地域に指定された時点をもって、準特定地域協議会を法第８条第１項の規定により組織された特定地域協議会としてみなす。

（３）特定地域協議会は、準特定協議会において定めた設置要綱が特定地域協議会の設置要綱として適正なものか見直しを行うものとし、見直しに当たっては、特に以下の点に留意するものとする。

①　協議会における実施事項（協議事項の見直し）

②　協議会の運営（議決方法の見直し等）

（４）Ⅰ．２．（６）～（14）（(12）①を除く）までの規定について、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域計画」とあるのは「特定地域計画」と、「準特定地域」とあるのは、「特定地域」と読み替えて準用する。

３．特定地域協議会の協議を行うに当たっての具体的な指針

特定地域協議会においては、次の（１）～（２）に掲げる事項について、それぞれ次に定める事項に留意しつつ、具体的に実施するものとする。

（１）特定地域計画の作成

特定地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組や供給輸送力の削減を定めるものであり、特定地域協議会は、特定地域協議会の設置後直ちに特定地域計画の作成に着手するものとする。

なお、特定地域計画の作成に当たっては、基本方針に定められた特定地域計画に関する事項に留意するものとし、特に、削減するべきタクシー事業の供給輸送力及びその削減方法等の協議に当たっては、以下の点を十分に考慮するものとする。

① 地域の実情に応じて協議会の合意により定める保有車両数ごとのタクシー事業者の区分（大手事業者、中小事業者等）を設定し、当該区分や個人タクシー事業者のカテゴリーに応じて、一律又は一律でない削減率による減車や営業方法の制限となるよう設定するものとする。

なお、一律でない削減率による減車や営業方法の制限の設定を行う場合にあっては、（別添１）の例示を参考とするものとする。

② 各タクシー事業者が削減すべき供給輸送力の設定に当たっては、各タクシー事業者における旧法の施行の日（平成21年10月１日）以降に実施した減車及び休車の実績を勘案するものとする。

なお、特定地域協議会の判断において、旧法の施行の日以前に実施した減車の実績を含め設定することも差し支えないものとする。

③ 減車による供給輸送力の削減の設定に当たっては、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年１月24日付け国自旅第406号）」Ⅱ．３．（１）②に定める最低車両数を下回ることがないよう考慮するものとし、最低車両数を下回る場合においては、営業方法の制限による供給輸送力の削減とするものとする。

④ 営業方法の制限による供給輸送力削減率の算定方法については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて（平成26年１月24日付け国自旅第410号）」を参考として、定めるものとする。

なお、各タクシー事業者が削減すべき供給輸送力を協議する際においては、特定の曜日等に偏ることにより、利用者利便を損なうことがないよう留意するものとする。

（２）Ⅰ．３．（２）及び（３）の規定について、「準特定地域計画」とあるのは「特定地域計画」と、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域」とあるのは「特定地域」と読み替えて準用する。

４．特定地域協議会の構成員

Ⅰ．４の規定について、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域」とあるのは「特定地域」と読み替えて準用する。

５．特定地域協議会の合意形成

（１）特定地域協議会における議題ごとの議決方法は、特定地域協議会の設置要綱に定めるものとする。

（２）設置要綱の変更の方法は、当該設置要綱に定める方法によるものとする。

（３）特定地域協議会の議決の方法は、次の①及び②を参考にしつつ、特定地域協議会運営の公平と特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないよう十分に留意するものとする。

① 設置要綱の合意に関する議決

ⅰ）地方公共団体の長の全てが合意すること。

ⅱ）合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

ⅲ）合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー

協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

ⅳ）労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

ⅴ）地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

ⅵ）法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

② 特定地域計画の合意に関する議決

ⅰ）Ⅱ．５．（３）①ⅰ）及びⅲ）からⅴ）までの掲げる要件を満たしていること。

ⅱ）合意するタクシー事業者が特定地域内に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の台数の総台数の３分の２以上であること。

ⅲ）Ⅱ．３．（１）①において設定する区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

ⅳ）協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

ⅴ）法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

ⅵ）法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員のうち特定地域計画に定める活性化措置に係る事業の実施主体とされたものが合意すること。

（４）特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的かつ円滑に推進するため、特定地域協議会の議決は限りなく全会一致に近い形で行われることが望ましく、そのための調整が積極的に行われるものとする。

Ⅲ．その他

１．協議会は、準特定地域計画又は特定地域計画を作成するに当たっては、「特定地域計画の認可基準（平成26年１月24日付け国自旅第402号」２の認可方針に適合するものでならないことに留意するものとする。

２．協議会は、地域における関係者の負担軽減と協議会の運営の効率化、他の計画との整合性の確保を図るため、必要に応じ道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域公共交通会議又は運営協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく協議会等の地域の移動手段のあり方を協議する協議体との連携を行うものとする。

附　則

本通達は、平成26年１月27日から施行する。

（別添：準特定地域）

○○協議会設置要綱（モデル要綱）

制定平成○○年○○月○○日

（目的）

第１条　○○協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「法」という。）の規定に基づき、△△（準特定地域）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第２条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

２　この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

３　この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

４　この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

５　この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

（実施事項）

第３条　協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1)　準特定地域計画の作成

(2)　次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

①　準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

②　準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③　①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3)　準特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

①　協議会の運営方法

②　（地域の実情に応じて、必要となる事項を列記）

（協議会の構成員）
第４条　協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする（括弧内は例）。
⑴　〇〇都道府県知事・〇〇市町村長又はそれらの指名する者
⑵　タクシー事業者等（一般社団法人〇〇都道府県タクシー協会、〇〇株式会社）
⑶　労働組合等（〇〇労働組合〇〇都道府県支部）
⑷　地域住民の代表（〇〇自治会長又は〇〇商工会長）
⑸　鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等（〇〇株式会社）
⑹　学識経験者（〇〇大学教授〇〇）
⑺　〇〇都道府県労働局又は〇〇労働基準監督署
⑻　〇〇都道府県公安委員会
⑼　（その他協議会が必要と認める者を列記）
２　協議会は、前項の⑴～⑷の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の⑸～⑼の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
３　協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長等（事務局長又は役員を置く場合は事務局長又はその役員。以下同じ。）に申し出をするものとする。
　ただし、第５条第１１項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
４　協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）
第５条　協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
２　会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
３　会長の任期は〇年とする。
４　会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
５　協議会に事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
６　事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
７　事務局長の任期は〇年とする。
８　各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
９　協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
⑴　役員の選出を議決する場合　第４条第１項⑵及び⑶に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
⑵　設置要綱の変更を議決する場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもっ

て行う。

① 関係地方公共団体の長が全て合意すること。

② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥ 法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 準特定地域計画の作成を議決する場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

② 準特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

③ 準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

④ 法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑤ 法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 会長及び事務局長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ ①及び②以外の構成員において、第４条第１項(3)に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、それ以外の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

10 協議会は、〇ヶ月ごとを目安として開催することとする。

11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の４５日前（地域の実情に応じて、必要となる日数を記入）までにその旨を公表するものとする。

13　協議会は原則として公開とする。

（第14項は必要に応じて記載する）

14　会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

　なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第３項中の「３０日前」とあるのは「３日前」とし、第５条第12項中の「４５日前」とあるのは「１０日前」とする。

(1)　新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2)　公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

（別添：特定地域）

○○協議会設置要綱（モデル要綱）

制定平成○○年○○月○○日

（目的）

第１条　○○協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号。以下「法」という。）の規定に基づき、△△（特定地域）の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第２条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

２　この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

３　この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

４　この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

５　この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

（実施事項）

第３条　協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1)　特定地域計画の作成

(2)　次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整

①　特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

②　特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③　①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3)　特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

①　協議会の運営方法

②　（地域の実情に応じて、必要となる事項を列記）

（協議会の構成員）
第４条　協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする（括弧内は例）。
⑴　〇〇都道府県知事・〇〇市町村長又はそれらの指名する者
⑵　タクシー事業者等（一般社団法人〇〇都道府県タクシー協会、〇〇株式会社）
⑶　労働組合等（〇〇労働組合〇〇都道府県支部）
⑷　地域住民の代表（〇〇自治会長又は〇〇商工会長）
⑸　鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等（〇〇株式会社）
⑹　学識経験者（〇〇大学教授〇〇）
⑺　〇〇都道府県労働局又は〇〇労働基準監督署
⑻　〇〇都道府県公安委員会
⑼　（その他協議会が必要と認める者を列記）
２　協議会は、前項の⑴～⑷の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の⑸～⑼の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
３　協会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長等（事務局長又は役員を置く場合は、事務局長又はその役員。以下同じ。）に申し出をするものとする。
　ただし、第５条第11項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の３０日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
４　協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

（協議会の運営）
第５条　協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
２　会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
３　会長の任期は〇年とする。
４　会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
５　協議会に事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
６　事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
７　事務局長の任期は〇年とする。
８　各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
９　協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
⑴　役員の選出を議決する場合　第４条１項⑵及び⑶に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、その他の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
⑵　設置要綱の変更を議決する場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもっ

て行う。

① 関係地方公共団体の長が全て合意すること。

② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。

⑥ 法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 特定地域計画の作成を議決する場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。

② 特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の３分の２以上であること。

③ タクシー事業者の区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

④ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。

⑤ 法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。

⑥ 法第８条第２項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合　次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

① 会長及び事務局長が合意すること。

② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計の過半数であること。

③ ①及び②以外の構成員において、第４条第１項(3)に掲げる構成員はその区分毎に１個の議決権を、それ以外の構成員については各自１個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

10 前項(3)③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。

(1) 大手事業者　特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が〇両以上

(2) 中小事業者　特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が〇両以

上

(3)　個人タクシー事業者

11　協議会は、〇ヶ月ごとを目安として開催することとする。

12　前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

13　会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の４５日前までにその旨を公表するものとする。

14　協議会は原則として公開とする。

（第15項は必要に応じて記載する）

15　会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出について、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。

　なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第４条第３項中の「３０日前」とあるのは「３日前」とし、第５条第13項中の「４５日前」とあるのは「１０日前」とする。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

資料５

公　　示

特定地域計画の認可基準について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号・以下「法」という。）第８条の２に基づく特定地域計画を認可する際の認可基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成２６年１月２７日

関東運輸局長　原　喜信

記

１　認可

（１）　特定地域計画の認可申請書（法第８条の２第４項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第３条の４の規定により添付又は提出される書類を含む。）を審査し、申請に係る特定地域計画が下記２「認可方針」に適合していることを確認した上で認可を行うものとする。

（２）　（１）の認可をする場合、法第８条の２第４項及び施行規則第３条の４に規定するもののほか、その他必要な書類の提出を求めるものとする。

（３）　認可を受けた特定地域計画（以下「認可特定地域計画」という。）の変更の認可に当たっては、認可特定地域計画の変更の認可申請書（施行規則第３条の３第２項及び第３項の規定により提出される書類を含む。）を審査し、申請に係る認可特定地域計画が下記２「認可方針」に適合していることを確認した上で変更の認可を行うものとする。

当該変更の認可をする場合については、（２）の規定を準用する。

（４）　（１）及び（３）の審査に要する標準的な期間は、３ヶ月とする。

２　認可方針

法第８条の２の規定を踏まえ、特定地域計画の認可方針を以下のとおりとする。

（１）　特定地域計画の認可の申請者

法第８条第１項の規定に基づく協議会（以下同じ。）であること。

（２）　特定地域計画に定める事項

①　一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

一般乗用旅客自動車運送事業（法第２条第１項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の公共交通機関としての役割や責務、当該特定地域におけるタクシー事業の現況及び取組みの方向性等、タクシー事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針が定められているものであること。

②　特定地域計画の目標

供給輸送力の削減の前提となる目標を記載するとともに、当該特定地域において生じている問題及びそれらの問題を解消等するための目標が定められているものであること。

③　当該特定地域において削減すべきタクシー事業の供給輸送力

②の特定地域計画の目標に即し、当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車（法第２条第９項に規定する事業用自動車。以下同じ。）の総台数及び別途公示する当該特定地域において適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）、その他必要な書類等を勘案し、当該特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数が適正車両数の上限に至らない車両数又は概ね適正車両数の上限の車両数となるよう、当該特定地域において削減すべき供給輸送力（事業用自動車の減車又は営業方法の制限によるもの。以下同じ。）が定められているものであること。

④　当該特定地域計画において行うべきタクシー事業の供給輸送力の削減の方法

当該特定地域において行う供給輸送力の削減の方法、実施時期が確実に遂行するため適切に定められているものであること。具体的には、当該特定地域において行う供給輸送力の削減の方法が実施可能なものであって、かつその実施時期が具体的な内容に照らし適切なものであることが確認できるものであること（⑥について同じ。）。

なお、営業方法の制限による供給輸送力の削減を行う場合にあっては、協議会の構成員による確認や事業者同士が相互に確認ができる体制の構築等について、具体的な方法が記載されていること。

また、実施時期については、逐次、事業用自動車の削減の状況の検証が行えるよう、短期（１年以内）、中期（指定期間内）等、極力詳細に設定するものとする（⑥について同じ。）。

⑤　当該特定地域に営業所を有する各事業者（法第２条第２項に規定する一般

乗用旅客自動車運送事業者。以下「タクシー事業者」という。）が行うべきタクシー事業の供給輸送力

③の当該特定地域において削減すべき供給輸送力のうち、当該特定地域内に営業所を有するタクシー事業者が各々削減すべき供給輸送力、又は特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数規模ごとに削減すべき供給輸送力が定められているものであること。

⑥　当該特定地域内に営業所を有する各タクシー事業者が行うべきタクシー事業の供給輸送力の削減方法

④の当該特定地域において行う供給輸送力の削減の方法、実施時期のうち、当該特定地域内に営業所を有するタクシー事業者が各々行う供給輸送力の削減の方法、実施時期が定められているものであること。

⑦　その他当該特定地域における供給輸送力の削減に関し必要な事項

①のタクシー事業の適正化及び活性化に関する基本的な方針に即した事項が定められていること。

当該要件との適合性を判断するに当たり、タクシー事業の適正化及び活性化に関する基本的な方針に即しているかについては、特定地域計画の内容から総合適的に判断するものとする。

（３）　特定地域計画に定めることができる活性化措置

当該特定地域におけるタクシー事業の活性化を推進するために行うもの、又はタクシー事業の譲渡又は譲受け及びタクシー事業者たる法人の合併又は分割等経営の合理化に資するものであること。

当該要件との適合性を判断するに当たっては、特定地域計画に定める活性化措置の内容が、輸送需要に対応した合理的な運営及び法令の遵守の確保並びに運送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓を図り、タクシー事業の活性化に資する事業であることが説明されることをもって判断するものとする。

（４）　基本方針との整合性

特定地域計画に定める事項が、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する基本方針（平成21年国土交通省告示第1036号。以下「基本方針」という。）」に照らし適切なものであること。

特に、基本方針において、供給輸送力の削減の実施に当たり、地域公共交通としての機能を十分に発揮できる地域の需要に応じた適切な供給量とするために必要かつ最小限度の供給輸送力の削減を実施することが重要である旨が記述されていることから、特定地域計画に定める供給輸送力の削減の実施が、適正車両数の上限に至らない車両数又は概ね適正車両数の上限の車両数であって、当該地域の需要に応じた適切な供給量となっていること等を確認することとす

る。

また、活性化措置を実施するに当たっては、地域の実情に応じて、地域のニーズや地域に存在する問題に的確に対応することが重要である旨が記述されていることから、輸送需要に対応した合理的な運営、法令の遵守の確保、運送サービスの質の向上及び輸送需要の開拓、又はタクシー事業の譲渡・譲受及び合併・分割が設定されている場合には、活性化事業の効果を高めるのに有効であるかの観点から、地域のニーズ等に応じ、特定地域計画に定められた目標の達成に必要な事業が適切に設定されていること等を確認することとする。

なお、供給輸送力の削減の実施に当たっては、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第８条第３号）附則第８条の規定に基づき、改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第13条第１項に規定する認定特定事業計画に基づいて行われたタクシー事業の供給輸送力の減少の実績が勘案され、当該特定地域におけるタクシー事業者間の適正かつ公平な供給輸送力の削減が設定されていることを確認することとする。

（５） 地域交通に関する計画との整合性

特定地域計画に定める事項が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第１項の都市計画、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第５条第１項の地域公共交通総合連携計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第２条第４項の基本構想に即したものでなければならない。

当該要件との整合性を判断するに当たっては、法第８条の２第４項の規定に基づき添付する書面により、特定地域計画に定める内容が、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るものであって、地域公共交通の活性化及び再生に資する事業であることか判断することとととする。

なお、法第８条の２第４項の規定に基づき添付する書面は、協議会会長の自署による宣誓書とする。

（６） 法第８条の２第５項第３号に定める要件との適合性

施行規則第３条の４第２号に規定する添付書類により、協議会が特定地域計画を作成した際に当該協議会の構成員として当該特定地域計画の作成に合意をしたタクシー事業者が当該特定地域計画に係る特定地域内の営業所に配置する事業用自動車の台数の合計を確認し、同条第３号に規定する添付書類により、当該特定地域計画に係る特定地域内の営業所に配置される事業用自動車の総台数を確認の上、前述の事業用自動車の台数の合計が、後述の事業用自動車の総台数の３分の２以上であることを確認することとする。

（７）　独占禁止法との関係性

特定地域計画に定める供給輸送力及びその削減の方法が、供給過剰の状況を是正するために必要かつ最小限度の範囲内のものであって、特定のタクシー事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでなく、かつ当該特定地域内のタクシー事業者間で、適正な競争が確保され、タクシーの利用者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

３　認可特定地域計画の変更命令等

認可特定地域計画が認可後の社会経済情勢の変化等により、２に掲げる認可方針うち（４）、（５）又は（７）に適合しないものとなった場合は、特定地域計画の認可を受けた協議会（以下「認可協議会」という。）に対し、当該認可特定地域計画の変更を行うよう命ずることとし、認可協議会が命令に従わないときは、その認可を取り消すこととする。

附　則

本公示は、平成26年１月27日以降処分するものから適用する。

資料６

公　　示

特定地域における適正と考えられる車両数について

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成２１年法律第６４号）における特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成２７年８月１０日

関東運輸局長　濱　勝俊

記

別添のとおりとする。

附則（平成２８年７月１５日　一部改正）

１　本公示は、平成２８年７月１５日　から適用する。

（別添）

特定地域における適正車両数

1．法人タクシー

都道府県	営業区域（交通圏）	適正車両数（両）		特定地域指定日現在の車両数 *1	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数（上限）との乖離率（%）	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数（下限）との乖離率（%）
		上限	下限			
東京都	南多摩交通圏	1,214	1,057	1,240	2.1	14.8
神奈川県	京浜交通圏	6,379	5,509	6,894	7.5	20.1
千葉県	京葉交通圏	1,453	1,287	1,514	4.0	15.0
	東葛交通圏	996	885	1,087	8.4	18.6
	千葉交通圏	1,085	964	1,363	20.4	29.3
埼玉県	県南中央交通圏	2,399	2,132	2,524	5.0	15.5
栃木県	宇都宮交通圏	643	571	844	23.8	32.3

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車（1人1車制個人タクシーを除く。）の数である。

2．個人タクシー

都道府県	営業区域（交通圏）	適正車両数（両）		特定地域指定日現在の車両数 *1	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数（上限）との乖離率（%）	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数（下限）との乖離率（%）
		上限	下限			
東京都	南多摩交通圏	264	230	269	1.9	14.5
神奈川県	京浜交通圏	1,980	1,710	2,139	7.4	20.1
千葉県	京葉交通圏	358	317	372	3.8	14.8
	東葛交通圏	80	71	87	8.0	18.4
	千葉交通圏	212	189	266	20.3	28.9
埼玉県	県南中央交通圏	120	107	126	4.8	15.1
栃木県	宇都宮交通圏	47	42	61	23.0	31.1

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車（1人1車制個人タクシーに限る。）の数である。

*1 ・・・・・神奈川県京浜交通圏の特定地域指定日は平成27年8月1日
東京都南多摩交通圏、千葉県京葉交通圏、同東葛交通圏、同千葉交通圏、埼玉県県南中央交通圏及び栃木県宇都宮交通圏の特定地域指定日は平成28年7月1日

（別紙）

1．算定方法

①法人タクシー

輸送需要量 ÷（平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数）÷ 365 ÷ 実働率

※その他ハイヤー（道路運送法施行規則第四条第八項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示（平成26年国土交通省告示第59号）第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。）がある営業区域にあっては、算定した一般タクシー（タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。）の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

②個人タクシー

個人タクシー（1人1車制個人タクシーに限る）の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシーの車両数と上記算定方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。（小数点以下切り上げ）

2．適正車両数の算定基礎数値

（法人タクシー）

①一般タクシー

都道府県	営業区域（交通圏）	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成25年度総実車キロ（京浜交通圏以外は平成26年	平均対前年度比率*1	平均総走行キロ*2	平成13年度実車率	平均延実働車両数*3	実働率	
							上限値*4	下限値*4
東京都	南　多　摩	36,582,853	0.98	80,469,862	0.49	394,727	0.80	0.92
神奈川県	京　　浜	176,946,412	0.97	460,079,064	0.44	2,201,518	0.80	0.93
千葉県	京　　葉	38,411,134	0.99	85,359,762	0.49	467,286	0.80	0.90
	東　　葛	25,216,893	0.98	56,796,767	0.49	325,602	0.80	0.90
	千　　葉	22,423,412	0.97	56,023,269	0.44	350,066	0.80	0.90
埼玉県	県 南 中 央	54,510,155	0.99	119,539,940	0.48	739,011	0.80	0.90
栃木県	宇　都　宮	14,029,333	0.99	30,828,025	0.51	214,645	0.80	0.90

②その他ハイヤー

都道府県	営業区域（交通圏）	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在のその他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*5	下限*5
神奈川県	京　　浜	40	0.10	0.22
千葉県	京　　葉	9	0.04	0.15
	東　　葛	1	0.10	0.20
	千　　葉	28	0.21	0.29
埼玉県	県 南 中 央	17	0.09	0.19

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1・・・・・「平均対前年度比率」は、平成20年度から平成25年度における総実車キロの対前年度比率の平均値
（京浜交通圏以外は、平成21年度から平成26年度）

*2・・・・・「平均総走行キロ」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロの平均値
（京浜交通圏以外は、平成22年度から平成26年度）

*3・・・・・「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における延実働車両数の平均値
（京浜交通圏以外は、平成22年度から平成26年度）

*4・・・・・実働率の「上限値」は80％又は平成13年度値のいずれか低い数値

タクシー事業の活性化に資する取り組みについて

活性化に向けた主な取り組み事例

１．外国人旅客接遇研修

千葉県内には日本国内でも有数の外国人が来訪している「成田国際空港」、「東京ディズニーリゾート」等の施設があり、それらを訪れる外国人旅客に対応すべく、外国語による旅客接遇や各国の文化を学ぶ研修を千葉県においては平成２６年度から実施している。

２．ユニバーサルドライバー研修

タクシーのバリアフリー化を目的として、ＵＤタクシーの導入等によるハード面の他、乗務員によるソフト面での対応を充実させるために、接遇や介助について、乗車・降車時の車いすの取り扱い方について等の研修を千葉県においては平成２４年度から実施している。

３．子育て世代、妊婦支援を目的としたサービス

◇妊婦支援
- 定期健診や陣痛時の病院への送迎サービス
- 研修を受けた運転者の乗務
- バスタオルやビニールシート等の車内備品を用意
- 利用者は事前登録等により自宅・病院への道案内不要

◇子育て世代支援
- 通園・通学・通塾時等の子供１人の乗車に対応
- 自宅や保育所等の中までの引率サービス

４．タクシーの日 お客様感謝フェスタ

８月５日の「タクシーの日」に合わせたイベントを、千葉県内では平成２８年７月に初めて開催し、タクシー車両の展示や、参加した子どもが実際に点呼・点検やタクシー車両の運転席を体験する「ちびっ子タクシードライバー体験」等により、タクシーをより身近に感じてもらえるような取り組みを行った。